

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
資産の種類及び名称		1			合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	・ ・	・ ・	・ ・
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円
	当期特別修繕費を支出した場合の益金算入額	4			
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5			
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6			
	計 (4)+(5)+(6)	7			
	差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8			
	当期積立額	9			
	積立限度額の計算	10			
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10			
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11			
	(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12			
	$\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72	13	—	—	—
	(11)×(13)	14	円	円	円
積立限度超過額	積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15			
	積立限度超過額 (9)-(15)	16			
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)		17			
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18			
	差引 (18)-(17)	19			
	当期 (7)-((9)-((18)-前期の(18)))	20			
	当期に生じた差額の合計額 (16)+(20)	21			
	前期末における差額 (前期の(19))	22			
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算					
積立期間の終了する事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額		23	円	円	円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$		24			

別表十二(二) 令七・四・一以後終了事業年度分